

篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則に基づく就学校変更許可基準

理由	判断基準	学年	許可期間	添付書類	備考	
住居に関する理由	転居予定のため、予め転居予定校区の学校に通学させたい	全学年	引越しの日まで	売買契約書の写し・建築確認申請書の写し等転居日の分かる書類	保護者が通学途中において責任を持つことが前提	
	校区外へ引っ越しをしたが、そのまま現在の小中学校での就学を希望する場合	小学校	1～4年	当該学年末まで	住民票及び就学通知書	保護者が通学途中において責任を持つことが前提
			5～6年	卒業まで		
		中学校	1～2年	当該学年末まで		
3年	卒業まで					
入居住宅の増改築工事等により一時的に校区外へ引っ越しし、年度内にその校区内へ戻ることが確定的な場合で、そのまま就学したい場合	全学年	引越しの日まで	売買契約書の写し・建築確認申請書の写し等転居日の分かる書類	保護者が通学途中において責任を持つことが前提		
家庭に関する理由	保護者の就労状況又は病気療養等により、下校後の当該児童生徒が保護に欠ける状態にあり、希望校の近くに保護先が確保されている場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	保護者の在職証明又は診断書及び保護先の承諾書	保護者が通学途中において責任を持つことが前提	
	やむを得ない理由(サラ金からの逃避・DV)により、住民票と実際の住所が異なり、現住所地での就学を希望する場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	現住所を証明できる書類		
教育的配慮に関する理由	いじめや不登校等の問題で、指定校への就学が困難な場合又は病気や身体的理由により指定校への就学が困難な場合	全学年	その理由が解消されるまでの期間	転校前の在籍学校長の副申書、新中学1年生の場合には在籍小学校長の副申書、住民票又は就学通知	保護者が通学途中において責任を持つことが前提	
部活動に関する理由	転居により指定された中学校に従前の学校で取り組んでいた部活動がなく、継続して取り組みたい場合	中学校	卒業まで	転居前の中学校長の部活動在籍証明書(任意)	保護者が通学途中において責任を持つことが前提	